



住まい、くらしのこと

お子さんと安心して暮らせる場所を探したり、生活に困った時にサポートします

母子生活支援施設

子どもが18歳未満の母子家庭で、様々な理由により安定した生活が難しく、子どもの養育が十分に出来ない場合に親子で入所できます。入所は原則2年間であり、生活の基盤を整え自立に向けた支援をおこないます。入所の相談は、各福祉課で受付けています。

・問合せ・

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331

住宅情報ネットワーク 北館5階14番窓口

ひとり親世帯の方が、民間賃貸住宅を探すことが出来るように、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第九ブロックおよび公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力を得て、ご希望の条件にあう民間賃貸住宅の情報を提供しています。提供できる物件は板橋区内のものです。

● 利用する場合の資格要件

- 1 板橋区内に居住していること
- 2 自立して日常生活を営むことができること
- 3 家賃を支払うことができること
- 4 緊急連絡先があること

● 利用方法

住宅政策課窓口またはお電話でお申込みください。

● 住宅情報の提供方法

ご希望の条件に合う民間賃貸住宅の情報があつた場合は、郵送により住宅情報



の提供をします。

● **問合せ** ●

都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係 電話 3579-2186

と えいじゅうたく
都営住宅

北館5階14番窓口

所得制限あり

都営住宅とは、都が公営住宅法や東京都営住宅条例に基づき、住宅に困っている収入の少ない方のためのセーフティネットとして、低廉な家賃で賃貸する公共住宅です。

募集案内・申込用紙の配布期間や募集住宅の種類などは、区の「広報いたばし」や都の「広報東京都」などでお知らせします。

● **入居資格**

- 1 東京都内に居住していること
- 2 世帯の所得が基準内であること
- 3 住宅に困っていること
- 4 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

● **使用料**

都営住宅の使用料は、世帯の所得・建設後の経過年数・住宅のある地域・住宅の広さなどにより決められます。

※住宅によっては、使用料のほかに管理費用・自治会費が必要となる場合があります。

● **募集方法**

募集時期は表のとおりです。募集案内を区役所・赤塚支所・各区民事務所・各地域センター・各福祉課で配布します。詳しい入居資格などは募集案内で確認してください。

募集時期	募集方式
5月上旬	抽せん(優遇あり)
8月上旬	ポイント
11月上旬	抽せん(優遇あり)
2月上旬	ポイント



※ポイント方式による募集は、抽せんをしないで、書類審査や実態調査をしたうえで、住宅に困っている度合いの高い方から順にあき家住宅の入居予定者を登録する方式です。

入居要件が「東京都内に引き続き3年以上居住していること」など、抽せん方式と異なる場合があります。

● **毎月・随時募集(※募集案内の配布はありません。)**

毎月募集：毎月の中月から下旬に募集を行い、抽せんにより入居予定者を決定します。

詳しくは東京都住宅供給会社のホームページをお確かめください。

随時募集：いつでもお申込みが可能で、抽せんによらず入居予定者を決定します。

詳しくは東京都住宅供給会社のホームページでお確かめください。

お申込みは、専用ダイヤル(電話 5467-9266)へお電話ください。

● **問合せ** ●

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター	電話 3498-8894
都市整備部 住宅政策課 住宅運営係	電話 3579-2187



←東京都住宅供給会社のホームページはこちら

く えいじゆうたく
区営住宅

北館5階14番窓口

所得制限あり

区営住宅とは、区が公営住宅法や東京都板橋区営住宅条例に基づき、住宅に困っている収入の少ない方のためのセーフティネットとして、低廉な家賃で賃貸する公共住宅です。募集案内・申込用紙の配布期間などは、区の「広報いたばし」やホームページでお知らせします。

● **入居資格**

- 1 区内に1年以上居住していること
- 2 世帯の所得が基準内であること
- 3 住宅に困っていること
- 4 申込者(同居親族を含む)が暴力団員ではないこと



● 使用料

区営住宅の使用料は、世帯の所得・建設後の経過年数・住宅のある地域・住宅の広さなどにより決められます。

※住宅によっては、使用料のほかにも共益費・自治会費が必要となります。

● 募集方法

あき家の募集は毎年2月下旬と5月下旬におこない、抽せんにより入居予定者を決定します。

募集案内を区役所・赤塚支所・各区民事務所・各地域センター・各福祉課で配布します。詳しい入居資格などは募集案内で確認してください。

● 問合せ ●

株式会社 東急コミュニティー	電話 5943-5006
都市整備部 住宅政策課 住宅運営係	電話 3579-2187

いたばし すまいる ネット (住まいの相談窓口) 北館5階14番窓口

お困りの状況にあった居住支援サービス情報の提供をおこなっています。
土曜・日曜・祝日を除いた8時30分から17時まで、窓口および電話で対応しています。

● 問合せ ●

板橋区居住支援協議会事務局
(都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係内) 電話 3579-2186

いたばし くや ちんとうさいむ ほしょうし えんせいど 板橋区家賃等債務保証支援制度 北館5階14番窓口

民間賃貸住宅への入居の際に必要な保証人が見つからないひとり親世帯の方が、板橋区と協定を結んだ民間保証会社と家賃などの債務保証委託契約を結ぶことで、入居を円滑に進められるよう支援しています。

● 利用する場合の資格要件

- 1 板橋区内に居住していること
- 2 区内の民間賃貸住宅に転居し、または継続して居住すること
- 3 緊急連絡先があること



● 利用方法

- 1 区内の不動産店で入居する物件をお探してください。
- 2 入居する物件の家主や不動産店が、この制度の利用について了承していることを確認してください。
- 3 住宅政策課の窓口で債務保証委託申込書をお受け取りください。(年齢や住所等の申込資格が確認できるものをお持ちください。)
- 4 債務保証委託申込書を不動産店から民間保証会社に提出し、審査が通れば賃貸借契約と同時に債務保証委託契約を結んでいただきます。
- 5 民間保証会社へ保証料をお支払いください(保証料は月額の家賃と共益費を合わせた額の30%です)。

● 板橋区と協定を結んでいる保証会社

- | | |
|------------------|------------------|
| ・日本セーフティー株式会社 | 電話 5446-5700 |
| ・フォーシーズ株式会社 | 電話 3434-3725 |
| ・株式会社Casa | 電話 6863-3964 |
| ・レスト・ソリューション株式会社 | 電話 3262-5522 |
| ・株式会社インシュアランス | 電話 050-3116-0666 |

● 利用にあたってのご注意

- ・この制度は、区が家賃や保証料などを助成するものではありません。
- ・保証会社の審査の結果によっては、債務保証委託契約ができない場合があります。
- ・家賃等の滞納・不払いがあったときは、保証会社が債務保証委託契約に基づき家賃などを家主に支払いますが、その場合、入居者は保証会社が支払った額に契約に基づく金額を加えて、保証会社に支払うことになります。入居者の支払いが免除されるわけではありません。
- ・保証会社の契約書を事前によく読み、内容をご確認のうえ、ご契約ください。

● 問合せ ●

都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係 電話 3579-2186



ひとり親家庭ホームヘルプサービス

小学生以下の子どもを養育しているひとり親家庭で、就労や一時的な病気で家事・育児にお困りのとき、次のとおりホームヘルパーを派遣します。所得制限はありませんが、所得により本人負担があります。

利用は原則、新規派遣決定月から3年間ですが、家庭状況に応じて、派遣期間の延長が可能です。

● 派遣回数

- 1 1か月につき8回以内
- 2 ひとり親家庭になった直後6か月においては、1か月につき12回以内

● 問合せ

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の方が、指定日帰り施設を無料または低額な料金で利用できます。1人につき年度内1回利用できます。

● 指定施設

東京ディズニーランド・東京ディズニーシー（浦安市）、東京サマーランド（あきる野市）・東京ドームシティ アトラクションズ（文京区）、横浜・八景島シーパラダイス（横浜市）、マクセルアクアパーク品川（港区）、サンリオピューロランド（多摩市）、キッザニア東京（江東区）、あらかわ遊園（荒川区）、西武園ゆうえんち（所沢市）

● 利用対象

区内在住の18歳以下のひとり親家庭の児童とその親 ※18歳以下の児童とは、18歳に達する日の属する年度の末日まで

● 利用手続

各福祉課で利用券の交付を受けてください。その際にひとり親家庭と判断できる書類（児童扶養手当証書など）が必要です。



● 施設の利用

東京ディズニーランド・東京ディズニーシーについては、各福祉課で交付された券の案内に沿い、インターネットまたは窓口（ディズニーホテルに宿泊された方のみ）でチケットを購入してください。その他の施設は利用券を施設窓口に掲示し、必要に応じて本人負担金をお支払いのうえ、チケットと引き換えてください。

● 問合せ ●

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

サポートぬくもり（住民たすけあいサポート事業）

サポートぬくもりでは、地域のみなさんの参加と協力による住民相互の支え合い（会員制の住民参加型有料在宅福祉サービス）です。

子育て応援（家事援助・外出同行）などがあります。詳しい内容、システム、料金はお問合せください。

● 問合せ ●

社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 地域福祉課 地域でサポート推進係

サポートぬくもり担当 電話 3964-1185

板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター1階

子どもの食・居場所支援事業 食品配付会

経済的な理由により支援を必要とするひとり親世帯や多子世帯などを対象に、食品配付会を開催しています。

また、子どもがひとりでも立ち寄れる子ども食堂（弁当配付）や学習支援、多世代交流などの子どもの居場所、食品配付会の申込みなどについてホームページに掲載しております。必要な方には、子どもの居場所MAPを配布しています。

● 問合せ ●

社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 地域福祉課



子どもの食・居場所支援事業担当 電話 3964-0236
板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター1階



←いたばし子どもの居場所ページはこちら

しょくひん そうだん し えんじ ぎょう まち 食品・相談支援事業(街かどフードパントリー)

ひとり親家庭など、生活にお困りの方に対し、食品支援・相談支援をおこなっています。

● 対象

以下①～③のいずれかに該当する板橋区民であって、食品支援・相談支援を希望する方

- ① 医療証(ひとり親家庭等医療費助成制度)をお持ちの方であり、かつ、いたばし暮らしのサポートセンターで生活にかかる相談をする方
- ② いたばし暮らしのサポートセンターで生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援を受けている方(新たに自立支援の申し込みをする方を含む。)
- ③ いたばし暮らしのサポートセンター併設のいたばしひとり親家庭相談窓口で、相談をする方

● 受け取り場所

板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター1階ロビー
令和8年6月に赤塚地区1か所開設予定

● 利用可能日時

平日9時～17時(祝日・年末年始を除く、情報処理センターの開庁日)

夜間休日対応ロッカー

● 受け取り場所

板橋区役所本庁舎 東側入り口

● 利用可能日時

平日17時～21時、土・日曜日・祝日9時～21時



・問合せ・

相談支援窓口

いたばし暮らしのサポートセンター板橋本部 電話6912-4591

食品支援に関すること

板橋区社会福祉協議会 電話 3964-0236

せいかつ ほご 生活保護

病気や失業のために収入が途絶えたり、また働いても収入が少なくて生活に困っているなど、生活費に困っている方は、生活保護の申請ができます。

生活保護の制度は、国が生活に困窮する全ての国民に最低限度の生活を保障し、あわせてその自立を助長することを目的としています。具体的には、世帯ごとに厚生労働大臣が定めた基準で最低生活費を算定し、世帯の収入がその最低生活費を下回る場合に、その不足分を扶助するものです。生活保護には、生活・住宅・教育・介護・医療など8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が適用されます。

まずは、お気軽にご相談ください。

・問合せ・

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

※お近くの福祉課は80～82ページを参照